

退職金規定

1985年	2月17日	制定
1988年	11月28日	改訂
1995年	7月2日	改訂
2000年	3月20日	改訂
2000年	11月23日	改訂
2005年	3月21日	改訂
2009年	11月23日	改訂
2011年	11月23日	改訂
2019年	11月23日	改訂

第1条 この規定は、日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）が、教職者並びに職員の退職金の支給に関する事項を定める。

（適用範囲）

第2条 教職者並びに職員が退職した時は、この規定の定めるところにより退職金を支給する。但し、次の各号の一つに該当するときは支給しない。

- （1）顧問及び嘱託
- （2）試用期間中の者
- （3）一定の期間を定めて臨時に雇用された者
- （4）日々雇用された者

（支給および支給事由）

第3条 教職者並びに職員が1年以上勤務し、次の各号の一つに該当する退職をした時、退職金を支給する。

- （1）定年に達した場合
- （2）教団代表役員に就任した場合
（中小企業退職金共済事業団の規定により、保留することもできる）
（以下「事業団」という）
- （3）死亡した場合
- （4）解雇された場合
- （5）傷病にかかり、その業務に耐えられないと認められ、退職した場合
- （6）自己の都合により退職した場合

- 2 この規定による退職金は本人に支給するものとし、本人が死亡の場合には、事業団の定めるところにより遺族に支給する。

(退職金の計算基準)

第4条 教職者並びに職員は、それぞれ下記の計算基準による。

2019年以前に雇用された教職者ならびに職員は、それぞれ下記の計算基準による。

教職者 25万円×勤続年数

但し、代表役員就任時の退職金は、事業団から支払われる事業団退職金をもって退職金とする。

職員 16万円×勤続年数×契約労働時間係数

(契約労働時間係数は、週40時間の場合を1とし、30時間の場合は40分の30とする)

2020年以降に雇用される教職者ならびに職員は、それぞれ下記の計算基準による。

教職者 23万円×勤続年数

但し、代表役員就任時の退職金は、事業団から支払われる事業団退職金をもって退職金とする。

職員 16万円×勤続年数×契約労働時間係数

(契約労働時間係数は、週40時間の場合を1とし、30時間の場合は40分の30とする)

- 2 代表役員就任時に事業団退職金を受領した事のある教職者が退職する場合は、計算基準により算出した退職金額から、すでに受領した金額を差引き支給する。

(勤続年数の計算)

第5条 勤続年数の計算は、採用の日から起算し退職又は死亡の日をもって終わる。1年未満の端数がある場合は月割りとし、1ヶ月未満の端数は1ヶ月として計算する。休職期間は勤続年数より控除する。試用期間は勤続年数に通算する。

- 2 代表役員就任により退職扱いとなるが、引続き教職を兼任している場合は、勤続年数の計算にあたっては継続したものとして計算する。

(退職金の支給方法)

第6条 退職金の支給方法は下記による

- (1) 事業団から直接退職者に支払われるもの。
- (2) 事業団退職金が退職金計算額に満たない場合は、その不足額を教団から支払われるもの(以下「教団退職金」という)
- (3) 事業団退職金が退職金計算額を超える場合は、超えた額も退職金として支給される。

- 2 定年後嘱託については各教会との協議により事業団との契約を継続することができ、継続掛け金は各教会との協議による。なお、退職金のうち教団退職金は定年退職時に支払う。

(退職金の不支給または減額)

第7条 次の各号の一つに該当する者には教団退職金を支給しない。また、事業団退職金についても、減額を申し出ることが出来る。

- (1) 懲戒解雇に処せられた者
- (2) 不都合または重大な過失により退職した者
- (3) 2019年以前に雇用された教職者ならびに職員は、自己の都合により勤続15年未満、もしくは満55歳未満で中途退職した者は事業団から支払われる事業団退職金のみをもって退職金とし、計算基準に満たなくても補填しない。
2020年以降に雇用される教職者ならびに職員は、自己の都合により勤続20年未満、もしくは満60歳未満で中途退職した者は、事業団から支払われる事業団退職金のみをもって退職金とし、計算基準に満たなくても補填しない。

(資金)

第8条 事業団退職金の掛け金は、原則として、教団が決定し、各教職者は所属する教会が、教団職員は教団が負担する。なお掛金を変更する場合は受給資格者の承諾を得るものとする。

- 2 教団退職金は、教団退職共済積立基金より支払う。基金の積み増しの為、厚生局の医療費援助の剰余金の組み入れや指定献金の働きかけ等により資金を確保する。

(事業団退職金受給届出の義務)

第9条 事業団退職金の受給者は、事業団の「退職金払込み通知書」の写しを受取後1か月以内に教団事務局へ提出する事。

(退職加算金)

第10条 加算金は、2011年度をもって廃止とする。

特別加算金

教団年金制度の廃止に伴う経過処置として、2011年度までの定年退職者に対して下記の如く特別加算を実施する。

- (1) 公的年金月額（本人分）が13万円に満たない場合は、108万円
 - (2) 公的年金月額（本人分）が14万円に満たない場合は、72万円
 - (3) 公的年金月額（本人分）が15万円に満たない場合は、36万円
- 功労役職加算金（削除）

- (1) 議長職は1年につき0.3年分
- (2) 役員職は1年につき0.2年分
- (3) 局長職は1年につき0.1年分

- 2 支給は、2011年末までの該当者に対し退職金支給時に支払う事とし、中途退職者で第7条3)に該当し、事業団退職金のみをもって退職金とする者は対象外とする。

(代表役員就任、離任時の手続き)

第11条 代表役員に就任した時の中退共脱退手続きは、就任の前月末日付けで前月末日で行う事とする。

- 2 代表役員の職を離任した時は、離任の翌月1日付けで中退共に再加入の手続きを行なう。

(代表役員の就任期間中の中退共掛け金の扱いと労災の加入)

第12条 中退共掛金相当額を退職共済積立基金に繰り入れる。

- 2 労災の適用が無くなるので、中退共脱退手続きと合わせて労災の特別加入の手続きを行なう。

(制定、改廃)

第13条 この規定は、教団厚生理事会が発議し、責任役員会の議決を経て教団総会において制定または改廃されるものとする。

- 2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。

(附則)

- ・ 月額掛金は、現行14,000円を2012年より16,000円とする。
(掛金改訂後、3年間(2014年まで)は教団から2,000円補助する)
- ・ 援助の必要な教会は、毎年度前年末に財務担当者が書面により教団に申請し、責任役員会にて審査のうえ教団より増額分を援助する。
- ・ 元代表役員の退職金引き当て預かり金は、原則として、教団退職共済積立金として、個別区分して預かる。